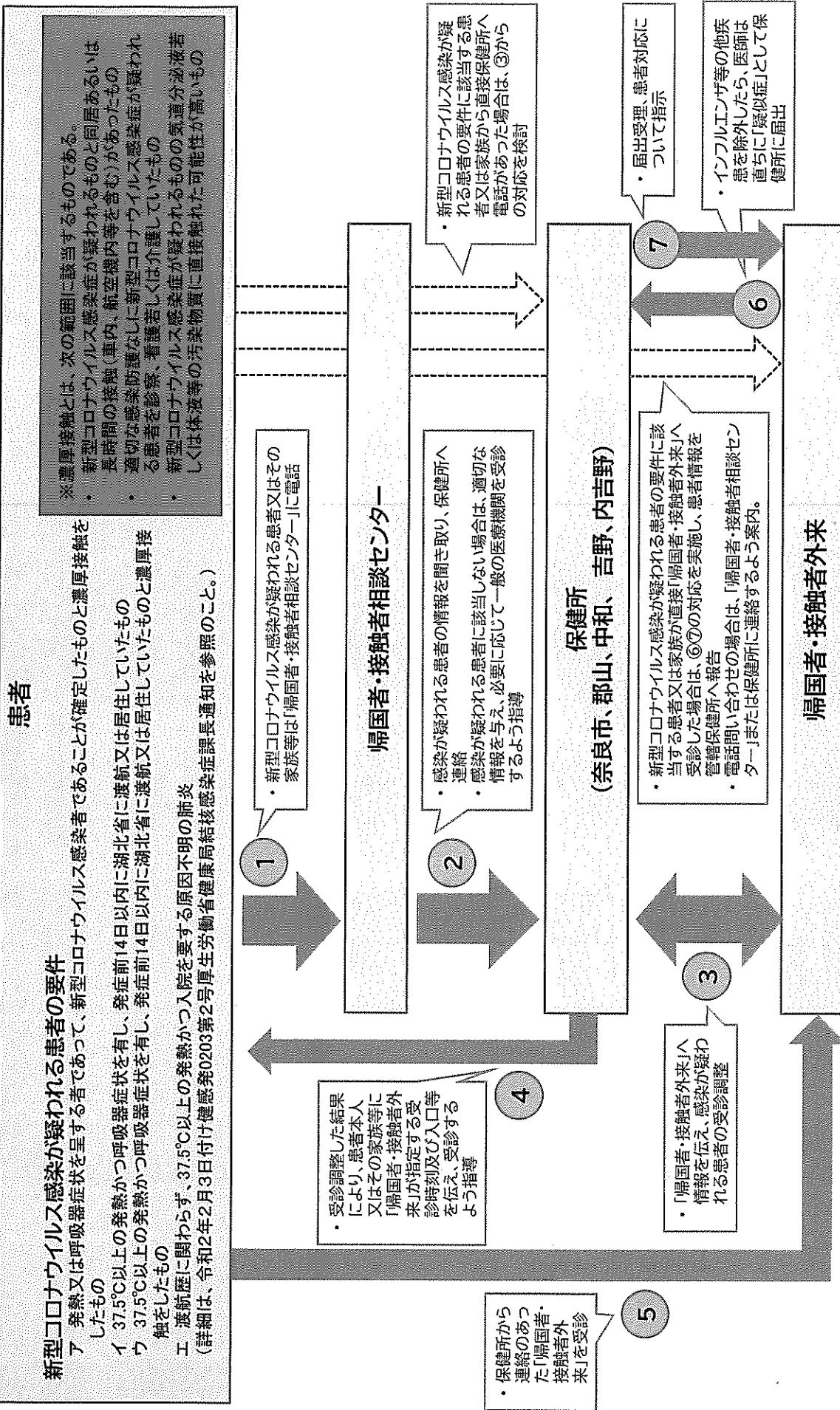


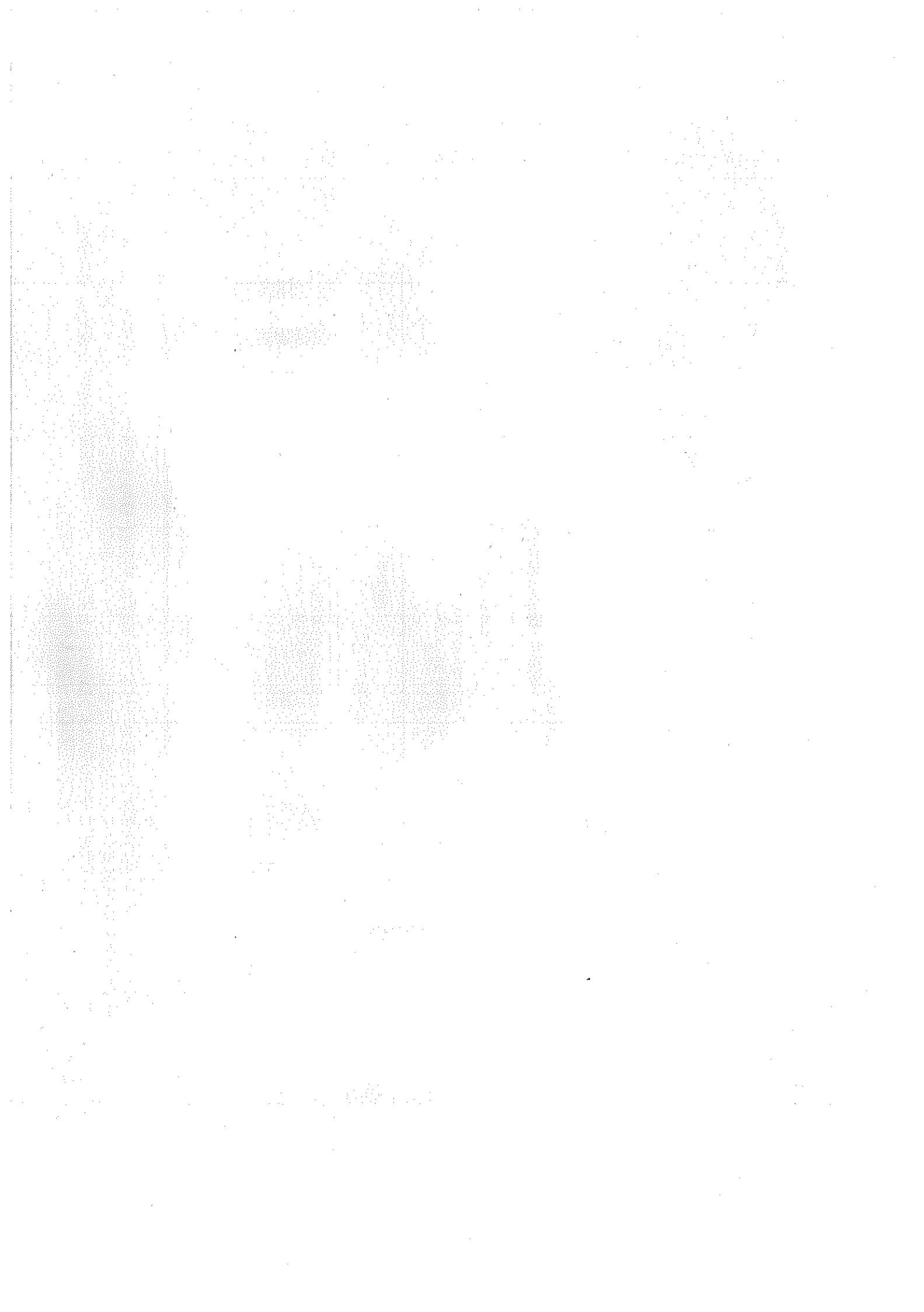
# 新型コロナウイルス感染が疑われる患者対応フロー

資料11-5



## 【一般的医療機関を受診された場合】

- 患者又は家族から電話相談をを受け、感染が疑われる患者に該当する場合は、帰国者・接触者相談センターへ電話するよう促す。
- 直接来院された患者が「帰国者・接触者外来」を受診すべき新型コロナウイルス感染が疑われる患者であることが判明した場合は、自家用車内で待機させるなど、他の患者と接觸しないよう感染対策を実施した上で、患者情報を保健所へ連絡し、受診調整。
- 患者の病状によって急を要する場合は、医療機関が「帰国者・接触者外来」に直接連絡。



事務連絡  
令和2年2月1日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課  
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について

新型コロナウイルス感染症について、感染の程度は依然として明らかではありませんが、中華人民共和国湖北省武漢市の滞在歴がない国内症例が発生している状況です。国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止する観点から、貴都道府県内の保健所を設置する市及び特別区とも調整の上、下記のとおり、医療体制の整備を行っていただけようお願いします。なお、本件に係る補足事項については、別途御連絡する予定としています。

また、「帰国者・接触者外来」の設置状況、受診者数等及び「帰国者・接触者相談センター」の設置状況、相談件数等についての報告を別途依頼する予定ですので申し添えます。

記

1. 「帰国者・接触者外来」の設置について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例（以下単に「疑い例」という。）（※）を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、疑い例を診察する「帰国者・接触者外来」を設置すること。目安として、2月上旬を目途に、二次医療圏ごとに1箇所以上、地域の感染状況等を鑑みながら設置すること。なお、「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関は、感染症指定医療機関であることも可能である。

「帰国者・接触者外来」については、疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分ける（少なくとも診察室は分けることが望ましい。）、必要な検査体制を確保する、医療従事者の十分な感染対策を行うなど、国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止するよう努めること。

また、「帰国者・接触者外来」の設置に当たって、都道府県は以下の点に留意すること。

・新型コロナウイルス感染症の検査体制について、あらかじめ「帰国者・接触者外

来」を持つ医療機関と共有しておくこと。

- ・「帰国者・接触者外来」の運営支援のため、感染対策資機材の調達、人材の配分、医薬品の確保等を行うこと。
- ・「帰国者・接触者外来」を持つ医療機関名やその場所については、2の「帰国者・接触者相談センター」が相談を受け付け、受診が必要であると判断した場合に知らせること。なお、「帰国者・接触者相談センター」を通じて受診手順を理解した状態で疑い例が受診することで十分な感染防止を行うという「帰国者・接触者外来」の趣旨から、一般への公表については、原則行わないものとする。ただし、「帰国者・接触者相談センター」を通じずに疑い例が受診しても十分な感染防止を行うことができ、また、通常より多数の患者が受診することとなったとしても診療体制に支障を來さない医療機関であるような場合には、この限りではない。

(※) 新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義（現時点の定義であり、今後変更の可能性がある。）

以下のIおよびIIを満たす場合を「疑い例」とする。

I 発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状を有している。

II 発症から2週間以内に、以下の(ア)、(イ)の曝露歴のいずれかを満たす。

(ア) 武漢市を含む湖北省への渡航歴がある。

(イ) 「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

## 2. 「帰国者・接触者相談センター」の設置について

電話での相談を通じ、疑い例を「帰国者・接触者外来」へ受診させるよう調整を行う、「帰国者・接触者相談センター」を、1と同様に2月上旬を目途に、各保健所等に設置すること。

また、疑い例に該当する者は、医療機関を受診する前にまず「帰国者・接触者相談センター」へ電話により問い合わせること等を地域住民へ広く周知すること。

「帰国者・接触者相談センター」は、具体的には以下の対応を行う。

- ・疑い例から電話で相談を受け、「帰国者・接触者外来」へと受診調整する。
- ・その際、受診するよう指導した「帰国者・接触者外来」の電話番号を本人又はその家族等に伝え、受診前に必ず連絡して、受診する時刻及び入口等について問い合わせるよう指導する。
- ・状況に応じて、相談対応、受診調整が円滑に実施されるよう、適宜、対応人数、開設時間等を調整する。
- ・疑い例に該当しない場合は、適切な情報を与え、必要に応じて一般の医療機関を受診するよう指導する。

なお、「帰国者・接触者相談センター」は、全ての相談を受けるのではなく、疑い例を対象としたものであることに留意すること。（4. も参照のこと）

## 3. 一般の医療機関における診療について

一般的医療機関においては、患者が本来「帰国者・接触者外来」を受診すべき疑い例であることが受付等で判明した場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ連絡の上での「帰国者・接触者外来」の受診を案内するよう、管内の医療機関に対し周知を図ること。

#### 4. 一般電話相談の受付について

現在、厚生労働省では新型コロナウイルスに関する一般電話相談窓口を開設し、その電話番号をホームページにて公開しているところであるが、併せて貴都道府県の一般電話相談窓口に関する電話番号も掲載したいと考えている。

については、厚生労働省にて、貴都道府県の一般電話相談窓口に関する連絡先を別添1のとおりまとめているため、確認の上、①掲載の可否、②載せられない場合の理由、③連絡先の修正の有無について、下記の連絡先まで返信いただくようお願いする。

なお、住民の方々から相談を受けた場合は、別添2のQ&Aを御参考に、御対応いただきたい。

連絡先：nCOV-2019@mhlw.go.jp（〆切：2／5（水））

#### ＜参考＞

○厚生労働省ホームページ掲載「新型コロナウイルスに関するQ&A」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html)

○ 厚生労働省の電話相談窓口 電話番号 03-3595-2285

受付時間 9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）



# 中華人民共和国湖北省武漢市で発生した

## 新型コロナウイルスに関連した感染症に関する Q&A

(令和2年1月31日時点版)

### (総論・概要)

#### 1. コロナウイルスはどのようなウイルスですか？

発熱や上気道症状を引き起こすウイルスで、人に感染を起こすものは6種類あることが分かっています。そのうち、中東呼吸器症候群（MERS）や重症急性呼吸器症候群（SARS）などの、重症化傾向のある疾患の原因ウイルスも含まれています。それ以外の4種類のウイルスは、一般の風邪の原因の10～15%（流行期は35%）を占めます。

詳しくは、国立感染症研究所「コロナウイルスとは」をご覧ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/9303-coronavirus.html>

#### 2. 武漢市での新型コロナウイルス関連肺炎事例の概要は？

中華人民共和国湖北省武漢市において、令和元年12月以降、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が報告され、中国を中心に、世界各国からも発生が報告されています。詳細は以下のページを参照ください。

厚生労働省 HP：「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

#### 3. 新型のコロナウイルスはヒトからヒトへうつるのですか？

新型コロナウイルス感染症の現状からは、中国国内ではヒトからヒトへの感染は認められるものの、ヒトからヒトへの感染の程度は明らかではありません。

過剰に心配することなく、風邪やインフルエンザと同様に、まずは咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うことが重要です。

#### 4. 潜伏期間はどのくらいの長さですか？

潜伏期間は現在のところ不明ですが、他のコロナウイルスの状況などから、最大14日程度と考えられています。

参考までに、他のコロナウイルスについては、国立感染症研究所「コロナウイルスとは」をご覧ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/9303-coronavirus.html>

#### 5. 発生状況や死亡者数は？

最新の状況については、厚生労働省 HP：「中華人民共和国湖北省武漢市における新

型コロナウイルス関連肺炎の発生について」の「◆発生状況について」をご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

6. 予防法はありますか？

一般的な衛生対策として、咳エチケットや手洗い、うがい、アルコール消毒など行っていただくようお願いします。

7. 武漢に滞在していましたがどのように対応すれば良いですか？

入国してから2週間の間に、発熱や呼吸器症状がある場合には、マスクを着用するなどの咳エチケットを実施の上、あらかじめ保健所に連絡の上速やかに医療機関を受診していただきますよう、御協力をお願いします。なお、受診に当たっては、武漢市の滞在歴があることを申告してください。ご不明な点は、最寄りの保健所にお問い合わせください。

8. 厚生労働省ではどのような対応を行っていますか？

検疫所では、入国者及び帰国者に対するサーモグラフィー等による健康状態の確認に加えて、中国からの全ての航空便、客船において、入国時に健康カードの配布や、体調不良の場合及び解熱剤と咳止めを服薬している場合に検疫官に自己申告していただくよう呼びかけを行っています。

また、国内での感染拡大防止のため、原因が明らかでない肺炎等の患者を早期に把握し、適切に検査する仕組みを着実に運用しております。

詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス(2019-nCoV)」に掲載の関連するガイドをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

また、厚生労働省ホームページやTwitterで国民の皆様へ正確な情報を迅速にお伝えするとともに、海外渡航者向け検疫所ホームページ「FORTH」において、渡航者への迅速な情報提供及び注意喚起を行っています。

【情報発信サイト】

検疫所FORTH: <https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>

厚生労働省HP: [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

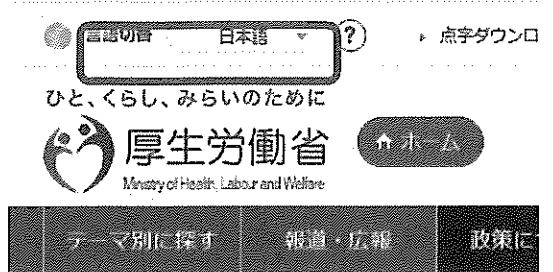
厚生労働省Twitter: <https://twitter.com/MHLWitter/status/1218053513495769088>

厚生労働省Facebook: <https://www.facebook.com/mhlw.japan/>

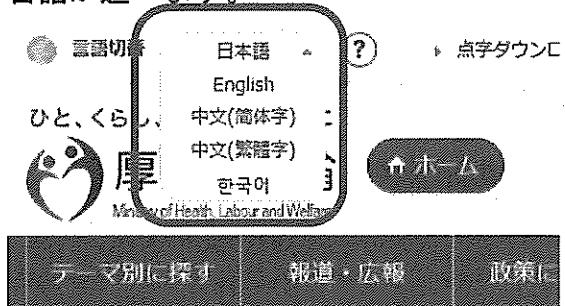
9. 多言語でHPを確認したいのですが。

こちらの手順で厚生労働省HPの言語切り替えができます。現在は英語、中国語、韓国語に対応しております。

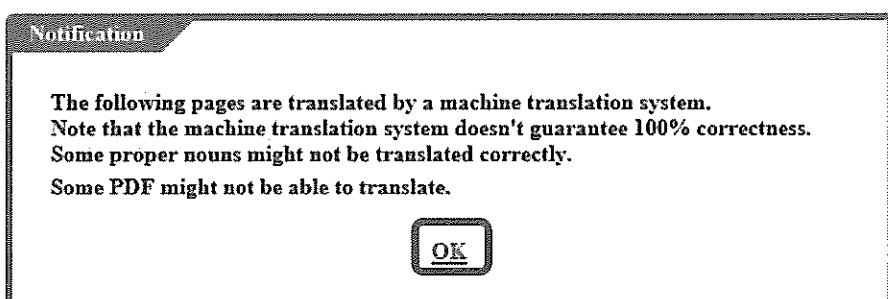
厚生労働省HPの左上の「言語切替」のタブをクリック



言語が選べます。



各言語でおしらせがでますので、お読みになり下部をクリックください。



### (自治体・医療従事者等の専門家向け)

#### 10. 診断方法にはどのようなものがありますか？

診断方法としては、核酸増幅法(PCR 法など)がありますが、実際に検査を検討する場合は、「疑似症定点」の医療機関から疑似症として保健所に届出後、地方衛生研究所または国立感染症研究所で検査することになります。まずはお近くの保健所にお問い合わせください。

#### 11. 鑑別を要する疾患は何ですか？

肺炎を認める際には、市中肺炎の他、インフルエンザやアデノウイルス感染症が鑑別に挙げられます。そのほか、渡航歴などにより、MERS なども追加して鑑別に挙げられます。

#### 12. どのような治療方法がありますか？

有効な抗ウイルス薬等の特異的な治療法はなく、対症療法を行います。

詳しくは国立感染症研究所の HP 「新型コロナウイルス (2019-nCoV)」に掲載の関連

するガイダンスをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

13. 疑い患者を取り扱う上での注意点はありますか？

手洗いなど一般的な衛生対策を心がけてください。手など皮膚の消毒を行う場合には、消毒用アルコール(70%)を、物の表面の消毒には次亜塩素酸ナトリウム(0.1%)が有効であることが分かっています。

詳しくは国立感染症研究所の HP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

14. 疑い患者検体（サンプル）を取り扱う場合の注意点はありますか？

検体を扱う際にも、患者の取り扱い時と同様の感染対策をお願いします。

詳しくは国立感染症研究所の HP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

15. 疑似症の届出は必要ですか？

疑似症定点に指定されている医療機関において、武漢市からの帰国者など、集中治療その他これに準ずるものが必要な場合や臨床症状から肺炎と診断され、かつ、直ちに特定の感染症と診断ができない場合においては、直ちに疑似症として届け出る必要があります。届出様式は下記のホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakku-kansenshou11/01-07-01.html>

なお、疑似症定点に指定されている医療機関以外の医療機関においては、疑似症の届出は必須ではありませんが、保健所に連絡のうえ、検査の実施などについて相談してください。

16. 疑い患者が疑似症定点ではない施設を受診した場合はどのように対応すればよいですか？

まずは管轄の保健所にご相談ください。

17. 自治体で行政検査を実施する場合、検査方法等の技術的な内容に関する相談窓口はありますか？

新型コロナウイルス感染を疑う患者の検査方法の技術的な相談は、国立感染症研究所の HP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照いただき、国立感染症研究所ウイルス3部にお問い合わせください（疫学調査に関する内容は感染症疫学センターにお問い合わせください）。

※国立感染症研究所の HP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

18. 検査が陽性となった場合の行政の対応は？

保健所では、都道府県や国とも連携しながら、必要に応じて積極的疫学調査を実施します。

詳しくは以下に掲載の情報をご参照ください。

・厚生労働省 HP：「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」の「1 自治体・医療機関向けの情報」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

・国立感染症研究所の HP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイドンス

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

19. 在日中国人の方への案内はありますか？

こちらをご案内ください。（中国大使館領事部作成）

領事保護与服务 24 小时热线: +86-10-12308、+86-10-59913991

邮箱: lss@mfa.gov.cn

如涉及海外中国公民安全与合法权益事项求助与咨询, 请直接拨打+86-10-12308 热线求助与咨询。

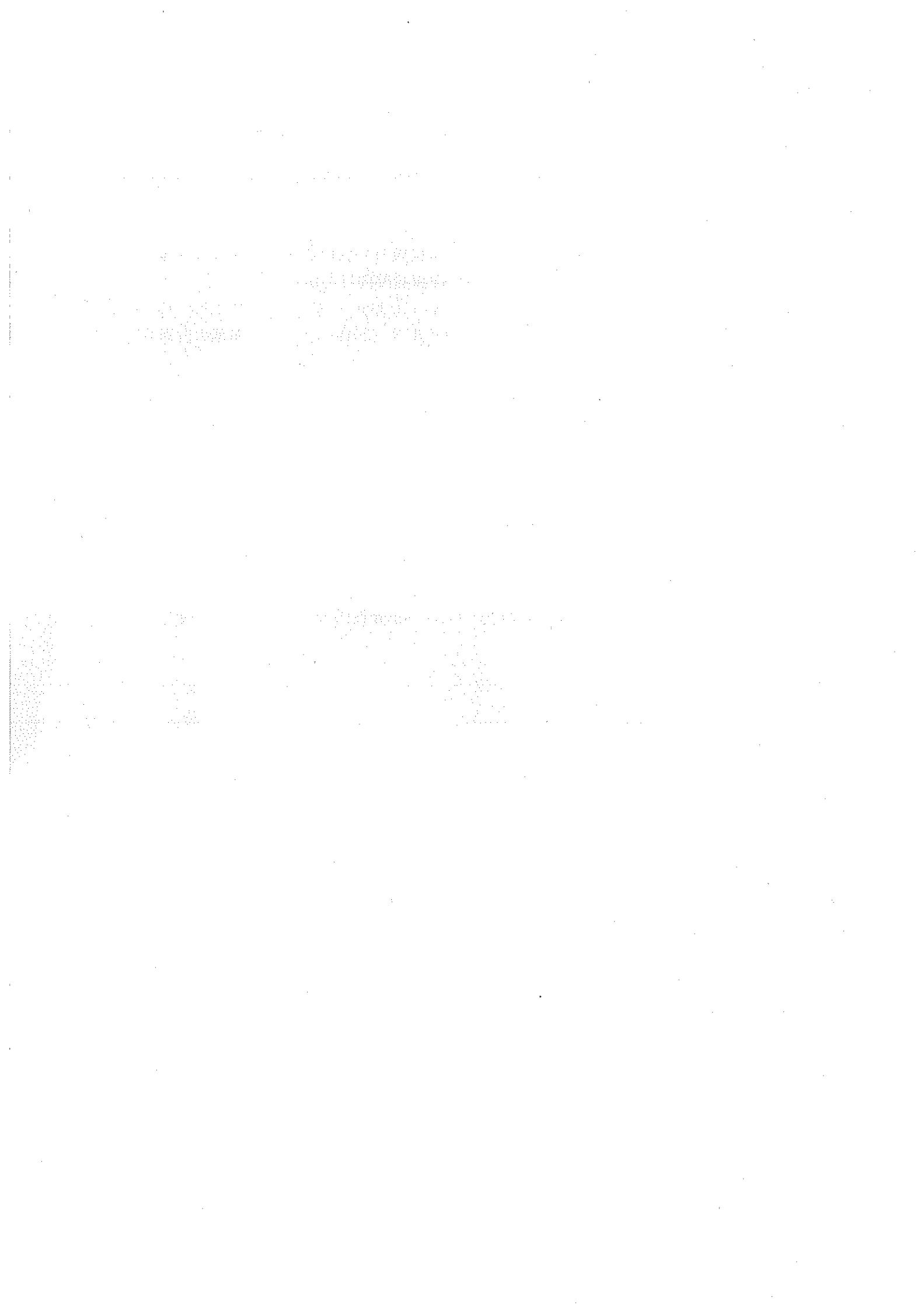


領事保護 24 時間ホットライン : +86-10-12308、+86-10-59913991

メールアドレス : lss@mfa.gov.cn

海外にいる中国国民の皆様へ、安全やお困りごとについてご質問があれば、+86-10-12308 にお問い合わせください。





健感発 0203 第 2 号  
令和 2 年 2 月 3 日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
(公印省略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項  
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）、検疫法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 12 号）、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第 3 条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読み替えに関する省令（令和 2 年厚生労働省令第 9 号）及び検疫法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 10 号）が公布されたところである。

これを踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号厚生労働省結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」の一部を別添の新旧対照表のとおり改正し、別紙のとおり改正し、本年 2 月 3 日から適用することといたしました。なお、WHO の公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域は湖北省をいう。

貴職におかれましては、内容について御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等への周知を図るとともに、その実地に遺漏なきようお願いいたします。

## 新旧対照表

別添

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」  
(傍線部分は改正部分)

新	日
(別紙) 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 第1～6（略）	(別紙) 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 第1～6（略）  第七 指定感染症 1 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）  (1) 定義 コロナウイルス科ベータコロナウイルス属の新型コロナウイルス（ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）（以下「新型コロナウイルス」という）による急性呼吸器症候群である。  (2) 臨床的特徴等（2020年2月2日時点）

現時点で動物等の感染源については不明である。家族間、医療機関などをはじめとするヒトヒト感染が報告されている。2019年12月より中華人民共和国湖北省武汉市を中心として発生がみられており、世界的に感染地域が拡大している。

臨床的な特徴としては、潜伏期間は2～10日であり、その後、発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状が出現する。一部のものは、主に5～14日間で呼吸困難等の症状を呈し、胸部X線写真、胸部CTなどで肺炎像が明らかとなる。高齢者及び基礎疾患有を持つものにおいては重症化するリスクが一定程度あると考えられている。

### (3) 届出基準

#### ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののが用いこと。

#### イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののが用いること。  
ウ 疑似症患者

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当することと等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、当該者を新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断した場合は、法第12条第1項の規定による届出を行わなければならない。

エ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体について、(4)に該当することと等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならぬ。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるものいづれかを用いること。

オ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体について、(4)に該当することと等から新型コロナウイルス感染症により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を行わなければならない。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、剖検材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	

- (4) 感染が疑われる患者の要件  
患者が次のア、イ、ウ又はエに該当し、かつ、他の感染症

又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れることとするものではない。

ア 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であつて、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの

イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものの  
ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

※濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。

- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があつたもの
- ・ 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの

症	<p>(1) 定義 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他の感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められる医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であることが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。</p> <p>(2) 届出基準 指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、1の定義を満たす者を診察したときは、当該症状が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることを明らかなる場合及び感染症法の対象外の感染性疾患であることが明らかな場合を除き、法第14条第2項の規定による届出を直ちにしなければならない。</p>	<p>(1) 定義 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他の感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められる医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。</p> <p>(2) 届出基準 指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、1の定義を満たす者を診察したときは、当該症状が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることを明らかなる場合及び感染症法の対象外の感染性疾患であることが明らかな場合を除き、法第14条第2項の規定による届出を直ちにしなければならない。</p>	<p>(3) 注意事項 本届出は、原因不明の重症の感染症の発生動向を把握することを目的としており、当該患者の症状、渡航歴その他情報を総合的に勘査して、届出を行うものである。</p>	<p>(3) 注意事項 本届出は、原因不明の重症の感染症の発生動向を把握することを目的としており、当該患者の症状、渡航歴その他情報を総合的に勘査して、届出を行うものである。</p>
	<p>(1) 定義 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他の感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められる医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であることが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。</p> <p>(2) 届出基準 指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、1の定義を満たす者を診察したときは、当該症状が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることを明らかなる場合及び感染症法の対象外の感染性疾患であることが明らかな場合を除き、法第14条第2項の規定による届出を直ちにしなければならない。</p>	<p>(1) 定義 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他の感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められる医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であることが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。</p> <p>(2) 届出基準 指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、1の定義を満たす者を診察したときは、当該症状が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることを明らかなる場合及び感染症法の対象外の感染性疾患であることが明らかな場合を除き、法第14条第2項の規定による届出を直ちにしなければならない。</p>	<p>(1) 注意事項 本届出は、原因不明の重症の感染症の発生動向を把握することを目的としており、当該患者の症状、渡航歴その他情報を総合的に勘査して、届出を行うものである。</p>	<p>(1) 注意事項 本届出は、原因不明の重症の感染症の発生動向を把握することを目的としており、当該患者の症状、渡航歴その他情報を総合的に勘査して、届出を行うものである。</p>

**新型コロナウイルス感染症 発生届**

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名

印

（署名又は記名押印のこと）

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地（※）

電話番号（※） ( ) -

（※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載）

1 診断（検査）した者（死体）の類型					
・患者（確定例）・無症状病原体保有者・疑似症患者・感染症死亡者の死体・感染症死亡疑い者の死体					
2 当該者氏名		3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢（0歳は月齢）	6 当該者職業
		男・女	年 月 日	歳（ か月）	
7 当該者住所					
電話（ ） -					
8 当該者所在地					
電話（ ） -					
9 保護者氏名		10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入)			
		電話（ ） -			

11 症状	・発熱 ・咳 ・咳以外の急性呼吸器症状 ・重篤な肺炎 ・急性呼吸器症候群 ・その他 ( ) ・なし	18 感染原因・感染経路・感染地域
12 診断方法	・分離・同定による病原体の検出 検体（喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、剖検材料、その他： ）  ・検体から核酸增幅法による病原体遺伝子の検出 検体（喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、剖検材料、その他： ）	1 飛沫核・飛沫感染（感染源の種類・状況： ）  2 接触感染（接触した人・物の種類・状況： ）  3 その他（ ）
		② 感染地域（確定・推定） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国 詳細地域 ） ※ 複数の国又は地域該当する場合は全て記載すること。 渡航機関（出国日 年 月 日・入国日 年 月 日 国外居住者については、入国日のみで可）
13 初診年月日 令和 年 月 日 14 診断（検査）年月日 令和 年 月 日 15 感染したと推定される年月日 令和 年 月 日 16 発病年月日（※） 令和 年 月 日 17 死亡年月日（※） 令和 年 月 日		19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項

この届出は診断後直ちに行つてください

(1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13 から 17 欄は年齢、年月日を記入すること。)

(※)欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。(※)欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。

11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。)

